

# Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

Special Issue - February 2005

私たち税理士法人中央青山は、全世界144カ国に12万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約300人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約70名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

プライスウォーターハウスクーパース  
税理士法人中央青山 金融部

〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. \*connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

## ストックオプション行使利益は給与所得 最高裁小法廷で2005年1月25日に確定

米国法人の子会社である日本法人の代表取締役が親会社から付与されたストックオプションを行使して得た利益(ストックオプション行使利益)を一時所得として取り扱うか給与所得として取り扱うかについて、地裁・高裁において異なる判決が出ていましたが、平成17年1月25日、最高裁判所第三小法廷は裁判官4名の全員一致の意見として、「給与所得とする」とした東京高裁の判断を是認し、上告を棄却しました。これにより、同制度に基づくストックオプション権の行使利益は給与所得として取り扱うことが確定しました。

### 1. ストックオプション等の会計基準(案) 付与時の時価を費用計上か?

平成16年12月28日、企業会計基準委員会は企業会計基準公開草案第3号「ストックオプション等に関する会計基準(案)」を公表しました。本会計基準は、平成18年4月1日以後開始する事業年度に付与されるストックオプションについて適用されることになっています。

同案の骨子は、付与日現在のオプションの時価 \* を権利喪失条件期間(いわゆるベスティング期間)にわたって均等償却する方法で費用計上することを要求しています。

\*付与日におけるストックオプション(新株予約権)そのものの時価をいい、付与日や権利喪失期間の末日あるいは行使時点における対象株式の時価と行使価格の差額をいうものではありません。

従業員ストックオプション行使利益を給与所得とすることが上述したように最高裁の判決により確定したのですが、法人税上の取扱いはいまだ明確ではありません。ストックオプションの会計処理原則(案)が公表されたことにより従業員ストックオプション費用に関する法人税法上の課税ルールの議論が本格的に始まると期待されます。

## 2. 行使価格1円のストックオプション

通常、従業員ストックオプション制度の下では、オプションの行使価格は付与日現在におけるオプション対象株式の時価を基準にして決定されています。ある企業が行使価格1円の従業員ストックオプション制度を企画し、オプション行使利益(行使時点の対象株式の時価と行使価格の差額)を行使の時点で所得として認識する旨につき国税当局に事前確認を行ったところ、国税当局は当該従業員ストックオプション制度に基づくストックオプションについて、当該課税方法でよい旨を回答し、ホームページに公開しました。

## 3. 退職金となるストックオプション

ある法人が役員退職慰労金制度を廃止する際に、ストックオプションを役員に付与したケースにおいて、国税当局は当該ストックオプションの行使利益を退職所得として取り扱う旨の回答を出しました。当該ストックオプション契約にはいろいろな条件が入っていますが、とりわけ下記の条件が含まれています。行使価格が1円であること、役員退任から10日以内に一括して権利行使しなければならないこと、権利喪失の条件があること、割り当て数が付与対象者の役職および勤続年数によって定められていること。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	織米太郎	03-5251-2564	yonetaro.ori@jp.pwc.com
	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
ディレクター	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
マネージャー	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.suzuki@jp.pwc.com
	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	荒井圭子	03-5251-2771	keiko.arai@jp.pwc.com